

京都府公民チャレンジ提案制度(府民サービス向上コンペ)実施要項

1 趣旨

府が実施する事務事業のうち、民間のノウハウを活用することにより府民サービスの向上が期待できるものについて、事務事業の実施手法等について、民間から幅広く提案を求め、府が当該事務事業を直接実施する場合と比較検討した上で、最も効果的・効率的に事務事業を実施できる主体を選定し、更なる府民サービスの向上を実現する。

2 募集対象業務

府が実施する事務事業のうち、民間のノウハウを活用することにより、より効果的かつ効率的な実施が期待できるもので、その具体的な実施内容等について、府で実施する場合との比較検討が必要なもの

3 提案主体

提案主体は、次に掲げる者とする。ただし、府税の滞納がある団体等募集対象業務を実施することが不相当と認められる団体は、提案主体となることができない。

- (1) 事務事業を担うことができる法人その他の団体（複数の団体によるグループも可）
- (2) 京都府

4 情報の開示

提案の募集に当たっては、募集対象の事務事業について、概要、従事人員及び経費等の情報を開示するものとする。

5 提案の審査

提案内容の審査は、有識者で構成する第三者委員会を設置して行うものとする。

6 審査結果の公表等

審査結果については、府ホームページ等で公表するとともに、提案者に対して通知する。

なお、提案内容の取扱いに当たっては、提案者に不利益が生じないように配慮する。

7 提案の採用等

府は、事務事業の実施主体を決定するに当たっては、第三者委員会による審査結果を尊重することを基本とし、審査結果を採用しない場合には、その理由を公表するものとする。

8 決定に当たっての考慮事項

募集対象業務が公の施設の管理である場合は、地方自治法等の公の施設の関係法令の規定に従うものとする。（他の事務事業で関係法令があるものについても、同様）

9 フォローアップ

この要項に基づき実施することとなった事務事業については、実施主体となった者の協力の下、その後の効果及び効率性について、第三者委員会の評価を受けることとする。